

(学生・教職員の皆様へ)

新型コロナウイルス感染症への対応指針について [注意喚起：第33報]

(令和4年7月29日現在)

新型コロナウイルス感染症については、全国的にオミクロン株 BA.5 型への置き換わりによる感染が急速に拡大し、第7波への突入が確認されています。香川県内でも新規感染者数が過去最多を更新するなど、依然、予断を許さない状況が続いており、教職員・学生ともに、感染拡大の防止に向け、これまでも増して自覚と責任を持った対応が求められています。

本学でも、令和4年5月には、3回目の職域接種を終えておりますが、ワクチン未接種の教職員・学生におかれましては積極的な接種の検討をお願いいたします。

については、本学における新型コロナウイルス感染への対応について、以下に記載しますので、当該基本方針を踏まえ、感染防止に努めるようお願いいたします。

ただし、新型コロナウイルス感染防止に関する本学及び社会における対応状況は日々変化していますので、定期的な最新情報の確認をお願いします。

※1 学生に関する記載は、以下、赤字で記載しておりますので、注意して確認ください。

※2 本対応指針で記載する「所属学部・研究科等の事務」とは、学生の場合は各部局の学務担当、教職員の場合は各部局の総務担当を示します。

## 1. 感染症予防について

- 日々の健康チェックとして、体調確認（体温、風邪症状の有無、倦怠感の有無等）は継続して実施してください。
- 3つの密（密閉・密集・密接）の防止を徹底すること 【十分な間隔の確保、換気の実施等】
- 飛沫感染、接触感染の防止を徹底すること 【マスク着用、手指消毒の徹底等】  
※ キャンパス内でマスク非着用者や手指消毒をしない者が散見されますので、必ずマスクの着用や手指消毒を徹底してください。
- 厚生労働省による「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を可能な限りインストール。  
※ 詳細は別紙1『「新しい生活様式」の実践例』を参照ください。
- 会食（アルコールを伴う飲食を含む）を行う場合、自治体等から認証を受けた飲食店（香川県は「かがわ安心飲食認証店」）または利用者間の距離が確保でき、感染対策に充分配慮している飲食店を利用してください。友人等との会食は自宅内外に関わらず、下記の感染対策を徹底してください。

【自宅内・自宅外における会食の留意事項】

- ◆ 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食は避ける、可能なかぎり会話はマスクを着用して行うなど感染対策には十分な注意を払ってください。

◆アルコールを伴う会食の場合は、食事は短時間で、深酒はせず、大声での会話は控えるよう注意ください。

- ・「かがわ安心飲食店認証制度ホームページ」  
<https://anshinninsyo.pref.kagawa.lg.jp/>

## 2. 新型コロナウイルスの感染等への対応について

### 2-1 風邪等の症状（新型コロナワクチン接種後の副反応は除く）が見られる場合

- 軽い発熱や咳などの症状が見られる場合は、当該症状が完治するまで、勤務措置については、教職員は特別休暇(有給)とします。

学生の場合は、発熱や咳などの症状がみられる場合、当該症状が完治するまでは、大学構内への立ち入りを禁止します。なお、発熱等の体調不良、又は大学構内への立ち入りが禁止されたこと等により、遠隔講義の受講が困難と認められる場合は、特別な事由による欠席(公欠)扱いとなりますので、所属学部・研究科等の事務まで申し出てください。

ここで言う、当該症状の完治とは、「解熱剤、咳止め、風邪薬等を服用していない状態で、無症状が3日間以上続く」ことを指します。ただし、通学・通勤の可否判断は、受診した医療機関の判断を優先することとします。

＜教職員の特別休暇について＞

令和2年3月6日付け学長通知「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の特別休暇(有給)の適用について」に基づき、特別休暇(有給)を適用します。

- 発熱などの症状がある方は、まずは、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話でご相談ください。その他、どこに相談してよいか分からない場合は、「香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンター Tel: 0570-087-550」(以下、相談コールセンター)に連絡ください。
- 相談コールセンターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することは控えてください。
- 相談コールセンターから受けた指示を含め、本人等から、電話で所属学部・研究科等の事務へ連絡してください。また、所属学部・研究科等の事務は連絡を受けた場合、学生に関しては保健管理センターへ報告してください。
- 診断の結果、新型コロナウイルスに感染していることが確認された場合は、登校・出勤せずに、電話で所属学部・研究科等の事務へ連絡してください。所属学部・研究科等の事務は、連絡を受けた場合、学生に関しては保健管理センター、教職員に関しては給与福利課へ報告してください。
- 新型コロナウイルスへの感染が確認された方の通学、勤務については、退院もしくは隔離宿泊施設からの帰宅翌日から可能とします。ただし、各部局の判断において必要と認める場合、退院もしくは隔離宿泊施設からの帰宅翌日以降も、自宅待機期間を設定することができます。自宅待機期間中は、登校禁止または就業禁止(有給)扱いとします。教職員の場合、体調面で発熱・咳等の自覚症状が無く、  
『①勤務時間管理者から勤務を命じられた場合、』または、『②勤務時間管理者に申請し、勤務時間管

理者の承認を得た場合、』 については在宅での勤務を可能とします。

## 2-2 新型コロナウイルスの感染者に濃厚接触したと疑われる場合

- 下記の事例に該当するなど、感染者に濃厚接触して自分自身が感染した可能性が高いと判断される場合は、躊躇せず電話で所属学部・研究科等の事務へ相談して、その指示に従ってください。また、所属学部・研究科等の事務は連絡を受けた場合、保健管理センターと相談のうえ協議してください。なお、個人情報の取扱については、特段の配慮をもって対応いたします。  
(例1)生活を共にしている家族、またはそれに準ずる人が感染者、若しくは検査対象者になった場合  
(例2)感染が確認された施設や乗り物に同じ時間帯にいたなど、感染の可能性が高いと思われる場合  
(例3)参加せざるを得なかった会議、会合等の参加者から、後日、感染者の発生が確認された場合  
(例4)保健所から連絡があり、検査等を勧められた場合
- 保健所の判断により、濃厚接触者に該当するとされた場合は、感染者と最後に接触した日の翌日から5日間は外出を控えていただくとともに、登校禁止または就業禁止(有給)とします。ただし、待機2日目及び3日目の抗原検査で陰性が確認されれば、接触の翌日から数えて3日目に待機解除とします。  
※待機解除後も、7日間が経過するまでは検温等による自身の健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する方等、感染した場合に重症化リスクの高い方との接触、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、基本的な感染対策を徹底してください。  
また、同居するご家族が、保健所の判断により、濃厚接触者に該当するとされた場合は、判断した保健所に、自身の対応についてご確認ください。自宅待機と判断された場合は、その期間中は登校禁止または就業禁止(有給)とします。自宅待機の指示がなかった場合は、同居されている濃厚接触者の方の陰性が判明するまでの期間、登校禁止または就業禁止(有給)とします。ただし、教職員の場合、体調面で発熱・咳等の自覚症状が無く、『①勤務時間管理者から勤務を命じられた場合、』または、『②勤務時間管理者に申請し、勤務時間管理者の承認を得た場合、』 については在宅での勤務を可能とします。
- 濃厚接触者に該当するとされた医療従事者の場合、外出自粛要請への対応については、厚生労働省から発出された事務連絡内容に基づき、附属病院の方針によるものとします。

※ **学生及び教職員の新型コロナウイルス感染疑いに関して、休む場合のフローチャートを併せて公開いたします。**

## 3. 海外渡航について

- **教職員・学生が海外へ渡航(一時帰国、私事渡航を含む)する場合は、大学へ事前の届出が必要です。**
- **外務省による危険情報レベル1または感染症危険情報レベル1の国・地域への不要・不急の渡航は自粛をお願いします。やむを得ない理由による渡航については、ご自身の業務(学生の場合は大学の授業等)に支障がないことを確認し、所属部局長へ事前相談のうえ、所定の書類(「新型コロナウイルス**

ス感染症の影響下における渡航についての誓約書」を含む)を提出してください。

- 外務省による危険情報レベル2以上または感染症危険情報レベル2以上の国・地域への渡航については、原則禁止といたします。ただし、感染症危険情報レベル2又は3の国・地域への渡航のうち、一定の条件を満たす教育研究活動については認められる場合がありますので、渡航詳細をインターナショナルオフィスへご相談の上、所属部局長へ申し出てください。
- 上記詳細については、「新型コロナウイルス感染症の影響下における海外への渡航方針」を確認してください。
- 帰国後は、体調の変化に充分注意し、下記「4. 帰国後の医療相談について」に従ってください。

#### 4. 帰国後の医療相談について

- 海外から帰国後は、厚生労働省が定める水際対策で示される指示に従ってください。状況は日々変化しておりますので、外務省及び厚生労働省から発出される最新情報にご留意ください。
  - ・「水際対策について」(厚生労働省 HP)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)
  - ・「外務省海外安全ホームページ」(外務省 HP)  
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- 検疫所から医療機関の受診や待機などの指示を受けた場合は、本人等から、電話で所属学部・研究科等の事務へ連絡してください。所属学部・研究科等の事務は、連絡を受けた場合、学生に関しては保健管理センターへ報告してください。
- 帰国後に発熱等の風邪症状が出た場合は  
上記、**2. 新型コロナウイルスの感染等への対応について**に基づいて行動してください。

#### 5. 県外への移動及び県外からの移動について

(※本項目は、赤字部分についても、学生・教職員全てに該当します。)

- 県外へ移動する場合には、自身の体調に留意して感染防止対策に細心の注意を払ってください。
- 帰県翌日から5日間は、検温等の健康観察と行動記録を取ってください。  
なお、体調に不安がある場合は、上記、**2. 新型コロナウイルスの感染等への対応について**の「2-1 風邪等の症状(新型コロナワクチン接種後の副反応は除く)が見られる場合」の記載内容に基づき行動してください。
- 県外へ移動した場合、風邪等の症状が出ていない場合に限り、香川県への帰県日の翌日を起算日として5日間経過後、本学医学部において実施するPCR検査を受けることができます。なお、PCR検査の実施詳細については、別に定める実施要領を参照してください。
- 同居するご家族がやむを得ず、県外との間を移動しなければならない場合については、特段のご注意を

払っていただくようお願いいたします。

- 非常勤講師及び学外者についても、来学してもらう場合には、検温や3密の回避等十分な感染防止対策の徹底をお願いします。

## 6. 教職員の在宅勤務について

- 香川県下の感染拡大に関して、スライド勤務はもとより、在宅勤務を可能な限り推進してください。テレワークを実施する場合、本学の情報セキュリティ関係規則等を遵守するなど、「国立大学法人香川大学の在宅勤務に関する要項」に基づき、実施することとします。

(参考)・国立大学法人香川大学の在宅勤務に関する要項

<https://www.kagawa-u.ac.jp/files/8816/1888/5065/zaitaku.pdf>

## 7. 香川大学への入学等を希望されている留学生等の受入方針について

- 以下のページを確認してください。

[https://www.kagawa-u.ac.jp/files/5816/4673/1204/To\\_all\\_international\\_students\\_planning\\_to\\_start\\_enrollment\\_at\\_Kagawa\\_University.pdf](https://www.kagawa-u.ac.jp/files/5816/4673/1204/To_all_international_students_planning_to_start_enrollment_at_Kagawa_University.pdf) (香川大学への入学等を希望される留学生等の皆様へ)

## 8. 学生活動について

- サークル活動については、公認サークルへ別途周知しておりますルールに基づき活動するようにしてください。以下のページへ情報掲載しますので、定期的な確認をお願いします。  
[https://www.kagawa-u.ac.jp/campus-life/student\\_life/extracurricular-info/circle-list/](https://www.kagawa-u.ac.jp/campus-life/student_life/extracurricular-info/circle-list/)
- 各学部のサークル活動については、各学部の状況により対応が異なる場合があるため、各学部の指示に従ってください。
- 感染防止徹底のため、キャンパス内外でのマスク着用は、サークル活動中も含め、引き続き徹底してください。また、手指消毒やうがいなど基本的な感染対策を徹底してください。
- 会食（アルコールを伴う飲食を含む）を行う場合、自治体等から認証を受けた飲食店（香川県は「かがわ安心飲食認証店」）または利用者間の距離が確保でき、感染対策に充分配慮している飲食店を利用してください。友人等との会食は自宅内外に関わらず、下記の感染対策を徹底してください。

### 【自宅内・自宅外における会食の留意事項】

- ◆同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食は避ける、可能なかぎり会話はマスクを着用して行うなど感染対策には十分な注意を払ってください。
- ◆アルコールを伴う会食の場合は、食事は短時間で、深酒はせず、大声での会話は控えるよう注意ください。

・「かがわ安心飲食店認証制度ホームページ」

<https://anshinninsyo.pref.kagawa.lg.jp/>

- サークルにおいて、上記ルールが守られていない場合については、対象サークルのみならず、全サークル活動の活動禁止措置を実施する場合があります。

## 9. 諸行事の開催について

- 本学が主催するイベント等の開催は、令和4年7月22日に香川県から改正発出された「催物（イベント等）開催に係る留意事項」（後述する県 HP より参照）で示された内容に従って判断ください。学内において、飲食を伴うイベント・会議を検討する場合、対面による多人数での飲食を伴うものについては、上記、**1. 感染症予防について** に記載してあるような基本的感染対策を徹底することを条件として、許可します。

「催物（イベント等）開催に係る留意事項」（香川県 HP）

[https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/kikikanri/covid19\\_event3.html](https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/kikikanri/covid19_event3.html)

ただし、香川県から上記方針以外に、新たな制限方針が発出された場合は、最新の方針に従うものとします。

最新の状況及び発出資料については、下記香川県 HP よりご確認ください。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/kikikanri/covid-19.html>

**本学以外の主催イベント等への学生及び教職員の参加については、感染予防対策が充分取られている場合、可能とします。**

今後、政府等の方針及び地域の状況に応じて、日々状況が大きく変化する場合もあります。最新情報に即して、新たな対応を取る場合は、香川大学 HP(<https://www.kagawa-u.ac.jp/24945/>)（特設 HP：新型コロナウイルス感染症への対応について）でお知らせいたしますので、定期的な確認をお願いします。

**※ 学生に関する記載は赤字で記載しておりますので、注意して確認ください。**

危機対策本部長  
 寛 善 行

各学部長・研究科長 殿

香川大学危機対策本部長  
香川大学長 笥 善行

新型コロナウイルス感染症の影響下における海外への渡航方針について（令和4年7月29日版）

これまで海外渡航については原則禁止としていたところですが、最近の状況を鑑み次のとおりとします。

外務省による危険情報レベル1または感染症危険情報レベル1の国・地域への不要・不急の渡航は自粛をお願いします。やむを得ない理由による渡航については、ご自身の業務（学生の場合は大学の授業等）に支障がないことを確認し、所属部局長へ事前相談のうえ、所定の書類（「新型コロナウイルス感染症の影響下における渡航についての誓約書」を含む）を提出してください。

また、外務省による危険情報レベル2以上または感染症危険情報レベル2以上の国・地域への渡航については、原則禁止といたします。ただし、感染症危険情報レベル2又は3の国・地域への渡航のうち、下記の条件を満たす教育研究活動については認められる場合がありますので、渡航詳細をインターナショナルオフィスへご相談の上、所属部局長へ申し出てください。

#### 記

感染症危険情報レベル2又は3の国・地域への渡航を可能とする条件

##### < 学生 >

1. 大学間交流協定等に基づく海外留学プログラムであること。（留学期間が1年未満も対象）  
ただし、私費留学（一般留学や休学中の海外勉学等）の場合でも、学生の所属する部局長等が、大学間交流協定等に基づく留学に準ずるものであると判断した場合には、例外的に渡航を可能とする場合がある。
2. 学生自身が渡航を強く希望し、「新型コロナウイルス感染症の影響下における渡航についての誓約書（学生版）」を理解していること、かつ学生の所属する部局長等・指導教員、保護者等保証人の同意及び留学先大学等における受け入れの同意を得た上で提出していること。

##### < 教職員 >

1. 渡航先国・地域に渡航する以外に教育研究活動の目的が達成できない等の相当な理由があり、必要不可欠な渡航であること。
2. 教職員自身が渡航を強く希望し、「新型コロナウイルス感染症の影響下における渡航についての誓約書（教職員版）」を理解していること、かつ教職員の所属する部局長等の同意を得た上で提出していること。

参考：・令和4年2月4日付け「文部科学省：日本人学生の1年未満の海外留学について（周知）」

日本人学生の海外留学に関し、大学間交流協定等に基づく1年未満（実際の派遣期間9ヵ月未満）の留学プログラムの再開について、大学等における学生の安全確保等への留意事項を示すとともに、日本学生支援機構奨学金による支援を再開する  
・令和3年6月15日付け「文部科学省：日本人学生の海外留学について（周知）」

大学間交流協定等に基づく連続した9か月以上の海外留学プログラムについて、各大学等において学生の安全確保に万全を期すことを前提として、感染症危険情報レベル2及びレベル3の国・地域への学生の海外渡航を可能とする。

# 「新しい生活様式」の実践例

別紙 1

## (1) 一人ひとりの基本的感染対策

### 感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
  - 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
  - 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスク**を着用する。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意**する。
  - 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。  
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
  - 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

## (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒**  咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に）  身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）**
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



## (3) 日常生活の各場面別の生活様式

### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を  
もしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

### イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

## (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務  時差通勤でゆったりと  オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン  対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

海外渡航者の登校制限

海外から帰国した

NO

YES

帰国の翌日から発熱・せき等の風邪症状が無く、厚生労働省が定める期間（※）を経過している。

YES

NO

所属学部の学務係に連絡し、症状無く、厚生労働省が定める期間（※）を経過するまで自宅待機してください。  
（症状が有る場合は右上の「風邪症状が有る場合の登校制限」を参照）

無症状

登校可

但し、キャンパスへの入構が自粛または禁止となっている場合は除きます。  
（※ 生協、PCルーム及び図書館等利用は限定的に可とする場合もあります）

（※参考：海外からの帰国時対応）  
「水際対策に係る新たな措置について」（厚生労働省HP）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

風邪症状の場合の登校制限

発熱・せき等の風邪症状があるか？

NO

YES

所属学部の学務係に連絡、  
治療するまで登校禁止とします。

治療

登校可

但し、キャンパスへの入構が自粛または禁止となっている場合は除きます。  
（※ 生協、PCルーム及び図書館等利用は限定的に可とする場合もあります）

※（医療機関でコロナ陽性と判断されなかった場合）  
解熱剤、咳止め、風邪薬等を服用していない状態で、  
解熱後3日間が経過した後、その翌日から登校可とします。

発熱などの症状がある方は、まずはかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話で相談してください。

どこに相談すればよいか分からない場合は、  
「香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンター：0570-087-550」に連絡してください（休日も24時間対応）

# 新型コロナウイルス感染症に関する事務連絡チャート【教職員対応】

## 風邪症状の場合の 出勤制限

※海外から帰国の際は、「海外から帰国後の対応について」の流れに沿って対応すること

発熱・咳等の  
症状がある。

YES

かかりつけ医等の地域で  
身近な医療機関に電話で  
相談し、その指示に従う。

症状がある時点で・・・

症状とかかりつけ医からの  
指示内容を所属部局の  
総務担当に連絡。

◆連絡を受けた所属部局の総務担当は、事務連絡フォーマットに、確認事項を記載し、給与福利グループへ連絡すること。

NO

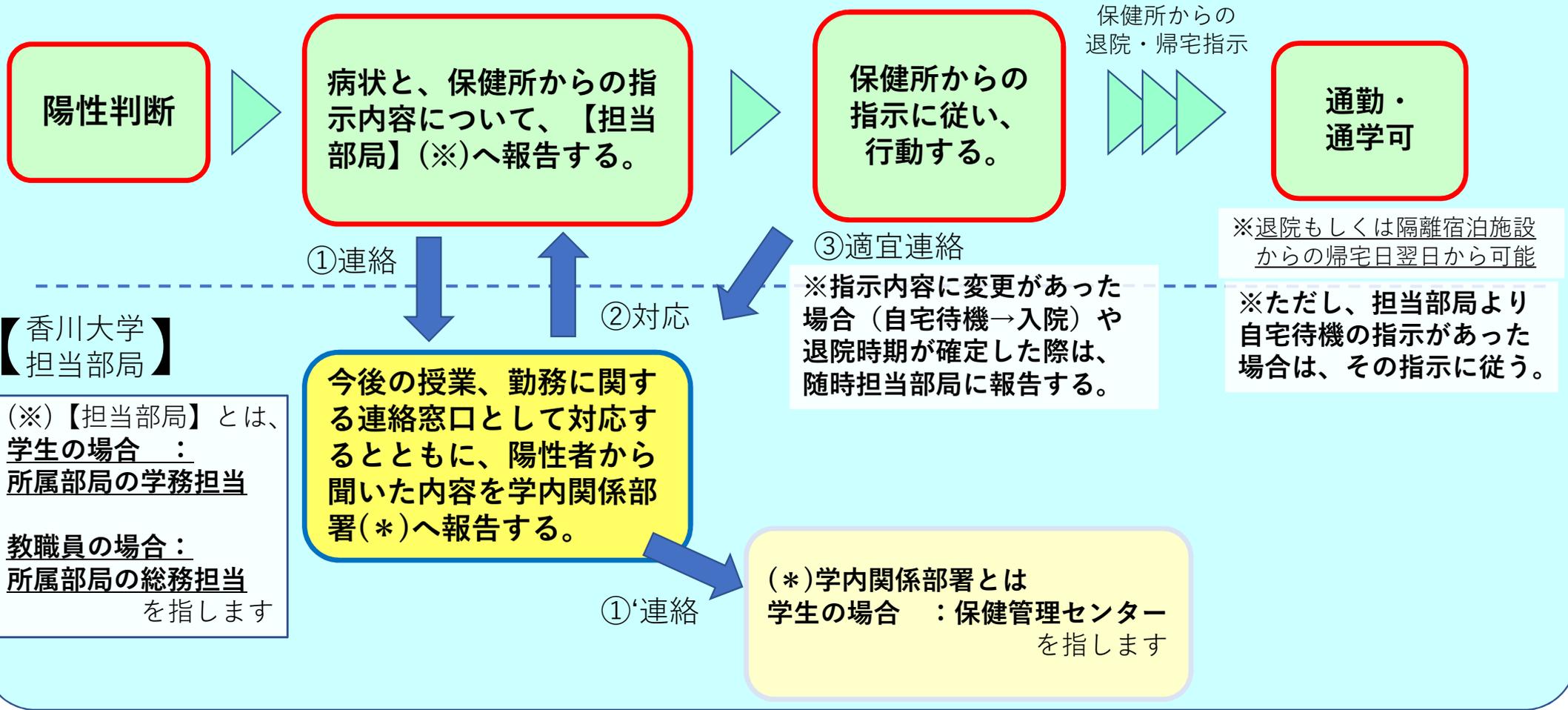
**出勤不可**  
治癒するまでは  
**特別休暇**

**出勤可**

※（医療機関でコロナ陽性と判断されなかった場合）  
解熱剤、咳止め、風邪薬等を服用していない状態で、  
解熱後3日間が経過した後、その翌日から出勤可とします。

# 新型コロナウイルスへの感染が判明した際の連絡対応について【学生・教職員】

【陽性者】



【香川大学 担当部局】

(※)【担当部局】とは、  
**学生の場合**：所属部局の学務担当  
**教職員の場合**：所属部局の総務担当  
 を指します

①連絡  
 ②対応  
 ③適宜連絡

(\*)学内関係部署とは  
 学生の場合：保健管理センター  
 を指します

※退院もしくは隔離宿泊施設からの帰宅日翌日から可能  
 ※ただし、担当部局より自宅待機の指示があった場合は、その指示に従う。